

事務連

平成27年4月21日



各政令市保健所長様

各健康福祉事務所長様

兵庫県健康福祉部健康局医務課長

臨床検査技師等に関する法律施行令第十八条第三号の規定に基づき厚生労働大臣が定める生理学的検査及び採血に関する科目の一部を改正する件について

標記のことについて、別添のとおり厚生労働省医政局長から通知がありましたので、お知らせします。

医療介護総合確保推進法第14条の規定により、臨床検査技師等に関する法律の一部が改正され、臨床検査技師は、医師又は歯科医師の具体的な指示を受けて、診療の補助として検体採取を業として行うことが可能となりました。

また、臨床検査技師学校養成所指定規則の一部も改正され、臨床検査技師の学校又は養成所の指定を受けるための教育内容について、単位数の変更と科目の追加がありました。

両内容について御了知ください。

なお、下記団体の長には、別途通知済みであることを申し添えます。

記

兵庫県医師会
兵庫県歯科医師会
兵庫県病院協会
兵庫県民間病院協会
兵庫県精神科病院協会
兵庫県臨床検査技師会